

(新しい勤務先で特別徴収を継続する場合)

【記入例 1】

給与支払報告書 にかける給与所得者異動届出書

1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、本人からの申出がなくても必ず一括徴収してください。

給与 令和 年 月 日 提出	給与者(特別徴収義務者)	名称(氏名)	筑前建設(株)										所属	総務課	給与係	特別徴収義務者指定番号	0123456789						
		所在地(住所)	朝倉郡筑前町篠隈373番地										氏名	筑前 花子		特別徴収義務者指定番号							
		代表者の職氏名印	筑前 太郎 (印)										電話	(市外局番 0946) 42 - 1234		特別徴収義務者指定番号							
		個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	異動年月日	元 年 10 月 31 日	異動事由	1. 退職 2. 死亡 3. 休職 4. 転職 5. 長期欠勤 6. その他	異動後の未徴収税額の徴収	特別徴収継続 *一括徴収 *普通徴収(本人納付)	異動の事由が『退職』の場合	年1月1日から退職時までの給与支払額 円 控除社会保険料額 円 退職手当の支払額(支払予定額) 円
給与者	氏名	(フリガナ) アサクラ ジョウ		特別徴収税額(年税額)	90,000		徴収済額	6月分から11月分まで 10月分まで 円		未徴収税額(ア)-(イ)	5月分まで 円		37,500	52,500	10月31日	5							

特別徴収税額通知書と同じ住所を必ず記入してください。

特別徴収税額の通知書の「指定番号」を記入してください。

「特別徴収継続」に○をつけてください。

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号がわかる場合は記入してください。

特別徴収税額通知書の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。なお、年度中途において税額変更通知書を受けた方については、その通知書の変更後の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。

★転勤等による新しい勤務先において「特別徴収継続」を希望される場合は、次の欄にご記入ください。

新しい勤務先	名称	(株)筑前設計コンサルタント		電話番号	(市外局番 0946) 42 - 5678		特別徴収義務者指定番号	0987654321	
	所在地	(〒 838 - 0214) 朝倉郡筑前町東小田1234番地66		月割額	7,500 円を 11 月分から徴収するように連絡済みです。		勤続年数	年 月	

★退職等による残税額の「一括徴収」について、次の欄にご記入ください。

一括徴収の理由	該当するものに○を付してください。	徴収予定	一括徴収した税額は	処理事項	
	1. 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため。(月 日申出)	徴収予定月日	徴収予定額		合計額 [上記(ウ)と同額]
一括徴収できない理由	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため。	給与所得者印	円	円	年度 事業所分 発送日 / 納付書 要・不要 普徴分 発送日 / 納付書 口振
	1. 1月1日から5月31日までの間で、残税額(上記(ウ)の税額)を上回る給与・退職手当の支払いがないため。 2. その他 理由 ()			円	円
				備考	受付印

異動した人の特別徴収税額を6月分から何月分まで、いくら徴収されたかを記入してください。

(ア)の欄の金額から(イ)の欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

新しい勤務先に月割額、徴収開始月を必ず連絡し、新しい勤務先の名称、所在地、電話番号等を記入してください。